

鳥取県告示第635号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年9月14日

鳥取県東部総合事務所長 齋藤 明彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
植田浩志	ひろ歯科クリニック	鳥取市浜坂238-7	平成24年9月3日	平成24年8月31日	介護予防居宅療養管理指導